

奈良労働局 発表
令和6年2月26日(月)

【照会先】
職業安定部職業対策課
課長 大類 嘉雄
障害者雇用担当官 藤原 理
電話 0742-32-0209 (内線 377)

報道機関 各位

障害者雇用に優良な事業主として 医療法人 豊生会を認定(もにす認定制度)



企業と障害者が、明るい未来や
社会の実現に向けて

もにすすむ

という思いをこめて、愛称を
「もにす」と名付けました。

奈良労働局(局長:橋口 忠)は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき奈良県で5番目の「もにす認定企業」として、医療法人 豊生会(理事長:森下 豊)を認定します。

～認定式～

- 日 時: 令和6年3月8日(金) 14時から
- 場 所: 奈良労働局 2階会議室
奈良市法蓮町387(奈良第3地方合同庁舎)
- 認定企業: 医療法人 豊生会
所在地: 奈良県吉野郡大淀町矢走666番地の6
事業内容: 老人福祉・介護事業

※当日の取材を希望される場合は、事前に照会先までご連絡ください。

※もにす認定制度とは、障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、奈良労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。



【事業の概要】

老人福祉・介護事業

【所在地】

奈良県吉野郡大淀町矢走 6 6 6 番地の 6

【ホームページ】

<http://www.e-dearhome.com>



会社のPR情報

「介護老人保健施設 であいほうむ吉野」は要介護施設の高齢者の方々を対象に、医師の管理のもと介護・看護・リハビリテーションを計画的に行い、高齢者が能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう各種サービスを提供しています。

ご利用者すべてが、親愛なる = Dear 家族の一員であるにとらえ、介護老人保健施設の理想的なあるべき姿を追究し、手厚い介護ケアと質の高い医療サポートを実現していきます。

会社からのメッセージ

障害を個性と捉え、その方に応じた関わり対処方法を見つけ、サポートしております。特性について理解し、業務を簡素化、手順の見直しによりみんなが働きやすくなり、現場の職員教育にも活かせると考えています。特に注意していることは、仕事ができるようになったからと言って足し算ばかりではなく、急に引き算になることもあり、まだまだ全員で学んでいる状態です。マンパワー不足の業界として、各個人ができることをし、チームとして成り立つことが同法人の考えです。

障害者雇用への取組の成果

数的側面

雇用状況	実雇用率	12.5%
定着状況	過去3年間に採用した障害者の就職6ヶ月後定着率	100%
	過去3年間に採用した障害者の就職1年後定着率	100%

質的側面

キャリア形成	<p>以前は清掃等補助の仕事を中心にしていましたが、現在は食事の介助等介護の仕事にも取り組んでもらっている従業員がいます。</p> <p>新しい仕事を任せられた際、様子を見ながら本人と話し合い、その仕事の継続が難しければ元の仕事に戻す等、障害特性に合わせてながら仕事内容を決めています。</p>
--------	---

障害者雇用への取組

仕事づくり

事業創出	令和4年事業年度で経常利益は黒字となっています。
職務選定・創出	障害者就業・生活支援センターと連携しながら、本人の障害特性や能力にあった職務選定を実施しています。

障害者雇用への取組

環境づくり

職務環境

- ・本人の障害特性に配慮して、利用者に直接かかわるケア以外のフロアや居室等の清掃等の環境整備、食事の準備や片付けなどの作業マニュアルを作成し、研修や本人にヒアリングを行うことにより作業手順の簡素化に取り組んでいます。
- ・通常の健康診断の他に、施設内にいる看護師のもと、メンタルチェックやモチベーションチェックを行い、本人のメンタル面に変化がないか確認しています。

募集・採用

- ・令和3年と5年に2度、高等技術専門校と障害者就業・生活支援センターから実習を受け入れて、ともに就職につなげました。
- ・高等技術専門校に年4回講師派遣されており、障害者職業訓練の生徒に対して、介護や人とかかわるための内容について講義を行いました。

その他の雇用管理

- ・入社当時、通勤手段がなかった職員に対して、半年間、自宅から職場まで車の送迎を行いました。車内では、その日の仕事の目標や振り返りを行っていました。
- ・職場定着のため、就労支援機関の職員による月に1回の相談支援を受け入れています。